市内業者調査
ガイドライン

内容

- 目的、考え方
- 書面調査
- 確認事項
- 現地調査
- その他

目的、考え方

- 電子調達サービスで府中市の入札参加資格を有する事業者様について、登録内容と事業活動の実態が乖離している疑義が生じた場合に、事業所の**事業活動の実態を確認するための調査**を行うものです。
- 本市では、地域に根差して事業を行い、地域経済を支える**市内業者の皆さまが公契約を受注する機会の確保**に努めています。
- 市内業者の考え方は、単なる所在地や納税の有無ではなく、**市内における継続的かつ実体的な事業活動の有無**に求めています。

書面調査

- 市から調査依頼が届きます。回答をお願いします。回答方法は、ＬｏＧｏフォームからの回答になります。

  【ＵＲＬ】 https://logoform.jp/form/6ibw/1573374

- 提出された調査票・必要書類の審査により、市内業者又は準市内業者の確認を行います。**確認できた場合、市から個別に連絡は行いません。**
- 書面調査の結果、事業所の実態に疑義が生じた場合、確認できなかった旨通知し、現地調査を行います。

確認事項①

- 登録事業所が常時契約を締結する事業所として、契約の見積り、入札、契約締結等の**実体的な行為を行っているか**確認します。

項目	確認方法
本市の法人市民税の納付	①・②のいずれか ① 調査表の中で、市が納税状況の確認することに同意 ② 法人の場合：法人市民税納税証明書の写し　又は 個人事業主の場合：市民税納税証明書又は非課税証明書の写し　を提出
法人又は代表者名義で建物（部屋）の所有又は賃借している	①・②のいずれか　及び　③ ① 所有の場合：不動産登記簿又は固定資産税評価証明書の写し ② 賃貸の場合：不動産賃貸借契約書の写し ③ 契約者を記載した直近の公共料金（電気、ガス、水道等）の請求書の写し

確認事項②

項目	確認方法
事務等を執り行える事業所として設備が整っている	<u>書面調査での写真又は現地調査</u> ・ 社名が分かる看板、表札　・ 事務机・椅子などの什器 ・ パソコン　・ 電話・FAX等の通信機器
人員を事業所に配置している	<u>書面調査での回答又は現地調査</u> ・ 責任者と常駐社員がいる（兼務可）　・ 不在が頻繁でない ・ 郵便が転送処理されていない　・ 転送電話対応が常態でない ※ 「頻繁でない」・「常態でない」の判断のため、複数回訪問する可能性があります。 3回訪問し、3回とも不在の場合は、不在が頻繁とします。
事業所設置後、1年以上が経過している	基本的には、入札参加資格登録時に登記簿謄本で確認しているため、電子調達サービスの営業年数で確認しますが、場合によっては、別途必要書類を求める場合があります。

現地調査

- 書面調査で疑義が生じた場合、事業所の実態を確認するため、職員が訪問します。
- 訪問の際は日時を事前連絡をしませんが、調査票で回答いただく営業時間内に伺います。
- 訪問した際には、職員証を提示して、現地調査を行います。
- 調査内容は、確認事項①、確認事項②のとおりです。

その他

- 本調査は、必要に応じて行います。
- 現地調査の結果、市内業者又は準市内業者として取り扱う確認事項を確認できなかった場合、改善指導を行い、再調査を行います。
- 再調査の結果、市内業者又は準市内業者の確認ができなかった場合、通知の上、市内業者又は準市内業者として取り扱いません。
- 本調査は、定期的に行います。

ご協力よろしくお願いします

【問い合わせ先】

〒183-8703　東京都府中市総務管理部契約課

電話　物品契約係　042-335-4094（直通）

　　工事契約係　042-335-4093（直通）

メールアドレス　keiyaku03@city.fuchu.tokyo.jp